

# “平成京”の創成

---

京都の都市景観に関する第1次提言

---

平成4年2月

社団法人京都経済同友会  
都市景観問題研究委員会

# “平成京”の創成

京都の都市景観に関する第1次提言

## C O N T E N T S

提言にあたって 委員長 道端進……………	1
第1次提言〔概要版〕……………	3
都市景観に関する概念……………	4
当面する基本的課題と緊急提言……………	5
基本理念……………	5
重要提言項目……………	6
第1次提言〔全文〕……………	9
提言の趣旨……………	10
I．課題の整理……………	11
II．課題の検討と提言……………	13
おわりに……………	22
委員名簿……………	23

# 提言にあたって

---

いま、京都の景観問題がさまざまな角度から論議され、全市民的、全国民的関心事となっております。

京都がかつて都であったこと、そして1200年もの歴史と伝統を刻み続けてきた大都市であることを考えれば、それぞれの立場や考え方の違いから異なった意見がたたかわされることはある意味で当然のことかもしれません。しかし、その論議は“保存”と“開発”のあり方をめぐってまさに対立の図式にあり、いまや京都は混乱のさなかにあります。

果たして、このような市民のコンセンサスが割れる中で、この先活力と潤いのあるわが国の文化首都としての京都づくりが実現できるのでしょうか。

京都は、京都市民のものであり、同時に日本国民、さらには世界の人々のものでもあります。その意味において私たち京都に住みつく住民と、京都に深いかかわりをもつ人々が、いまこそ胸襟を開き、忌憚のない建設的な意見をたたかわせる中で『“平成京”の創成』に向けてひとつの方向を導き出されなければなりません。より美しく、より健康的で魅力的な京都を創造し、次世代へ引き継いでいくことこそが京都に課せられた使命であり、重大な責務であると考えます。

私たち社団法人京都経済同友会では、こうした状況下、市民的立場からの『京都の都市景観に関する第1次提言』を策定し、行政当局ならびに「京都市土地利用及び景観対策についてのまちづくり審議会」に対して緊急提言致しました。

以下は、その重要提言項目からなる「概要版」と「第1次提言」の全文であります。皆さま方におかれましては、ぜひともご一読頂きたく存ずる次第であります。

都市景観問題研究委員会  
委員長 道 端 進



# “平成京”の創成

---

京都の都市景観に関する第1次提言

---

〔 概要版 〕

---

# 都市景観に関する概念

---

[1] 国土・地域・都市には固有の自然・風土がある。それとともに、人間の営為によって築き上げられてきた歴史・文化がある。すなわち、生産様式や生活様式である。その上に、自然・風土を合わせて国や地域のアイデンティティをリードする精神的な理念がある。

それは時代によって進歩する。

[2] 都市景観問題は、理念のもとに、次の3つの概念あるいはプロセスから成り立つ。

- ① 技術的・造形的問題
- ② 社会的・経済的問題
- ③ 政治的・行政的問題

京都の都市景観をめぐる諸課題も、これらの概念にしたがって、整理し、分析することができる。その上で、それらの相互関係を検討・検証し、ランド・デザインと整合して実効性ある方向を見つけるべきである。

---

# 当面する基本的課題と緊急提言

---

## 〔基本理念〕

京都は、歴史都市としてのアイデンティティ＝個性と、大都市としてのバイタリティ＝活力が一致し、調和した都市づくりを達成すべきである

都市景観問題は物的な眼に見える問題だけではない。都市の機能・構造・システムの空間的な現れである。

京都は“健康美人”でなければならない。美しい都市とは、健やかで、賢く、心やさしい人々が住んでいるところである。その現れが都市計画であり、都市景観である。美しいだけでは、健康で魅力的な都市とはいえない。しかし、効率化・合理化によるバイタリティだけを追求してきた都市は衰退する。個性をなくした都市は魅力を失う。個性ある都市景観とバイタリティあふれる都市活動とは、対立するものではない。

日本の精神文化の拠点として、創り、維持してきた京都の個性ある町づくりの英知と努力に学び、現代の視点で未来に生きる市民のための京都を創っていくべきである。

# 提 言

## 1. 明確な都市ビジョンの策定

21世紀に向けての新たな飛躍のための基盤づくりをめざし、新京都市基本計画の策定を急ぐとともに、引き続き 100年先を見越した京都の明確な都市ビジョンを策定すること。

## 2. 用途地域の洗い直しとメリハリのある行政的対応

現在の用途地域をもう一度徹底して洗い直し、その上で保存すべき地域はより厳しく、開発を要する地域については勇断をもって臨むなど、メリハリのある規制の運用と行政的対応を行うこと。

## 3. 都市整備に関する京都独自の方式や手法の開発と法制度・条例の駆使

上記の具体的手だてとして、都市計画、建築関係等の法制度・条例を駆使し、京都独自の方式や手法の開発によって、文化首都・京都にふさわしい都市整備を進めること。

## 4. 「総合設計制度」の整備と積極的な推進

中でも、全国に先駆けて独自の規定を示した「総合設計制度」については、地区整備の計画と整合してその基準と運用を整備充実し、毅然たる姿勢をもって積極的に推進すべきである。



## 5. 京都の風土と適合した、未来を予兆する建築物の造形

京都が京都らしくなくなってきたと指摘されるのは、建築物の造形に原因がある。また、山や空などの“自然”と人工的な建築物の接点である屋根部分は、町のスカイラインを決める重要な問題である。庇がつくる陰影とともに、京都らしいはんなりした“情緒”の要素になっている。

こうした建築物の造形と美しいスカイラインを形成するため、屋上構築物そのものについての高さや、周辺条件・施設用途に応じた屋根を含める構築物の様式・素材・色彩のガイドを探究し、適切な指導と規制を行うべきである。

## 6. 町づくりに関する各種支援制度の拡充整備

美しい町並をつくり、地域のコミュニティを維持・育てる観点から、税制と財政システムをフロー型から良好なストック形成型システムへ組み直すこと。

特に、特定街区や優良な再開発事業、町づくりについては、この支援制度を拡充整備し、あわせて各種の指定・補助・助成制度を有効、かつ十分に活用すべきである。

京都固有のコミュニティ・ファウンドを創設すべきである。

## 7. 常設の都市計画モデルと情報メディアの開発

市民参加によるダイナミックな都市づくりを実現するため、模型やコンピューター・グラフィックなどの手法を用いた常設の都市計画モデルと情報メディアを開発し、活用すべきである。

京都盆地の原地形から平安期・中世・近代などの模型を京都市の“市立博物館”に展示することを提案する。



# “平成京”の創成

---

## 京都の都市景観に関する第1次提言

---

[ 全文 ]

---

---

## はじめに－提言の趣旨

---

---

1 いま京都では、さまざまな立場から都市景観問題が議論されている。その問題の取り上げ方や論点もさまざまである。論議は、混乱といってよい状況である。

都市景観問題の特徴は、単に行政的な規制や造形的な形態の問題ではなく、さまざまな問題が絡み合っていることである。論点の違いは立場の違いとも関連している。行政や市民各界には、それぞれに異なった立場があり、その立場のビヘイビア（行動様式）があり、立場によって意見が違うのは当然である。互いに意見の違いを知り、市民全体の利益のために実効性ある方向を見つけるべき時期にある。

2 そのためには、まず問題点を整理し、総合する方法が求められている。

本会は企業経営者の個人加入の組織である。本会は企業経営の立場に立って発言するのは当然である。しかし、会員はさまざまな業界を網羅しており、専門的職能も含んでいる。経済人一般としての立場だけではなく、企業経営に責任をもつ市民個人でもある。

したがって、現在の状況を前向きに進めるために、問題整理を通じて各界の論議や批判も視野におき、意見をまとめるために最も有利な性格をもっているといえる。

3 当面している問題は、京都市当局の行政に関わる問題が焦点になっている。京都市においては「まちづくり審議会」を設置し、市民各界の意見を集約し、方向を打ち出すために努力している。本会はこの審議会での討論に資されるよう、第1次提言として市長へ提出するが、引き続きとりまとめ、広く市民にも公表するものである。

---

---

## Ⅰ. 課題の整理

---

---

本委員会は全員参加の方針をもって討論してきた。バズセッションの方法をとり、さまざまな角度から、さまざまな課題を議論してきた。出された意見は 118項目にのぼる。

討論にあたって、大阪大学の久保昌一名誉教授から問題提起を受けて、都市景観をめぐる問題点を学習し、認識を深めた。この討論で出された意見を、同じく討論によって確認され、補強された概念をもとに整理する。

[1] 国土・地域・都市には固有の自然・風土がある。それとともに、人間の営為によって築き上げられてきた歴史・文化がある。すなわち、生産様式や生活様式である。その上に、自然・風土を合わせて国や地域のアイデンティティをリードする精神的な理念がある。

それは時代によって進歩する。

[2] 都市景観問題は、理念のもとに、次の3つの概念あるいはプロセスから成り立つ。

- ① 技術的・造形的問題
- ② 社会的・経済的問題
- ③ 政治的・行政的問題

本委員会の討論で出された京都の都市景観をめぐる課題も、これらの概念にしたがって整理し、分析することができる。その上で、それらの相互関係を検討・検証し、ランド・デザインと整合して実効性ある方向を見つけるべきである。

[3] 都市景観は、優れて技術的・造形的な問題である。物理的あるいは視覚的なものである。

物的なものは、その所有の如何にかかわらず万人の眼にさらされる。また都市計画の一環として、科学的な調査・研究とデータに基づく分析が不可欠である。

次のような課題はこの範疇に属する。

- (1) 水と緑・歴史的建造物・町並の保全策
- (2) 道路・公園・駐車場等、都市公共施設のシステムとデザイン向上
- (3) 公共・民間の建築物のデザイン水準の向上
- (4) 電柱・看板・広告塔・自動販売機等、都市のファニチャーのコントロール

[4] 都市景観は、社会的・経済的な問題と関連している。町並は地域コミュニティとかかわっている。産業 — 工業・商業とも無関係ではない。京都の地域と深くかかわってきた西陣織・友禅染・陶磁器などに代表される伝統産業は、地域と密接な関係をもってきた。

また、都市の財政的側面、あるいは都市経営の観点も重要である。

次のような課題はこの範疇に属する。

- (1) 地域自治 — 多世代定住の促進とコミュニティの再生
- (2) 産業 — 商店街の活性化、新しいアミューズメント機能の創造による構造刷新
- (3) 税制 — 土地にかかわる税、特に相続税減免等税制の優遇措置の要請
- (4) 財政 — 国の財政補助の増大・特殊法人の税負担および新開発による財源拡充

[5] 都市景観は、政治的・行政的な措置によって実効を上げることができる。都市計画は法律・制度や技術だけでなく、市民の感情や意志がむしろ決め手になる。

景観も市民による民主的な討論による合意形成で実効をもつ。

次のような課題はこの範疇に属する。

- (1) 市民意識の啓発、市民の対話、建築協定・まちづくり協定の推進
- (2) 行政のイニシアチブ発揮と市民への開かれたPR手法の創造
- (3) 総合設計制度の整備と十分な審議・評価を条件とする活用
- (4) 工場等制限法や建築基準法など国法の改善と補助・助成の要請

---

---

## Ⅱ．課題の検討と提言

---

---

課題整理を踏まえ、当面する緊急の課題について見解をまとめ、第1次提言とする。

### 1．基本的事項について

①【現状認識】京都はいま、危機的状況にある。都市景観をめぐる論議がたたかわされている間にも、自然環境も市街地景観も、そして市民の居住環境も日々崩壊に瀕している。

山河襟帯・山紫水明の京都は、それだけでも特別な価値として利用され、不法開発も加わって、内外からの開発圧力にさらされている。

木と瓦の美しい町家も京都の特徴であったが、老朽化と不便さから更新されるが、それが雑然としたコンクリート建築に建て替えられ、あるいは投機の対象となって、町並景観が急速に失われている。

建造物は、その所有の如何にかかわらず、万人の眼に触れる。都市を形造っている建築は、都市の風景の一部であり、市民共有のものである。事業者も市民も、美しい景観を創る活動に参加しているのだという姿勢に立たねばならない。

京都を取り巻く三山と大きい水辺の空間を与えている鴨川などの川、京都御苑などの緑の空間は、努力によって保持されているが、それらをつなぐ道や家々の緑は失われている。三山から市内へなだれ込む緑を創らねばならない。

何の努力もしなかったなら、美しい景観は平凡な、あるいは醜い雑然としたものになっていく。伝統的な都市景観を保持し、緑の空間を創るのは、膨大な労力と費用とそして知識を要する。そのための具体的で現実的な方策は、行政だけの問題ではない。

②【基本理念】歴史都市としてのアイデンティティ＝個性と、大都市としてのバイタリティ＝活力が一致し、調和した都市づくりを達成すべきである。

都市景観問題は物的な眼に見える問題だけではない。都市の機能・構造・システムの空間的な現れである。

京都市は“健康美人”でなければならない。美しい都市とは、健やかで、賢く、心やさしい人々が住んでいるところである。その現れが都市計画であり、都市景観である。

美しいだけでは、健康で魅力的な都市とはいえない。しかし、効率化・合理化によるバイタリティだけを追求してきた都市は衰退する。個性をなくした都市は魅力を失う。

個性ある都市景観とバイタリティあふれる都市活動とは、対立するものではない。

日本の精神文化の拠点として、創り、維持してきた京都の個性ある町づくりの英知と努力に学び、現代の視点で未来に生きる市民のための京都を創っていくべきである。

③【公共優先】市民生活と産業活動を支える都市基盤施設は、より美しく、将来へのストックとなるよう、積極的に整備すべきである。

明治の京都は、全市民の活動に役立つ道路・水道・エネルギーなど公的な基盤整備を柱とする“京都策”を推進し、見事に蘇った。

公共の基盤施設が貧弱な都市は、活力を失い衰滅する。

現在の京都は、物理的にはるかに大きく、広がっているだけでなく、生活や産業の活動力でも内容でも大きく、豊かになっている。それに応じた公共施設は、立派で、美しくなければならない。

こんにちの公共的施設は、狭い意味の“公”だけではなく、市民や企業も含む多様な主体が担っている。

京都策を支持し、協力した市民のバイタリティがあってこんにちの京都がある。そこに貫かれていた伝統的な協同と公益の精神と、優れた美意識を現代に活かすべきである。

④【市民各界の責務】将来への都市ビジョンを打ち立て、全市民の沸き上がるエネルギーで、危機を乗り越え、世界に誇る京都の再生を成し遂げねばならない。

現状は率直に言って絶望的ですからある。京都は過去にいく度も絶望的危機に瀕した。現在の危機は、過去のどれよりも複雑で、大規模である。地球環境問題と同じように、徐々に進行しているが、確実に崩壊へ向かっている。大都市・京都の良さを守りつつ創るのは容易な事業ではない。

京都の都市景観問題が教えたことは、人間本位・生活優先の都市計画思想の徹底が町づくりの基本だということである。これも地球環境問題と同じである。都市計画法制度など政治・行政の責務が大きいことはもちろんであるが、企業経営も都市とともに生きる企業市民としての責任を自覚して行動しなければならない。

京都に踏み止まる覚悟をもつ企業と市民の力で、京都を蘇らせねばならない。



## 2. 技術的・造形的事項について

### ① 公共施設の整備による景観リード

- (1) 都市基盤施設や景観と整合した土地利用計画により、建設活動を規制すること
- (2) 公共施設は地域の特性に応じた景観をリードするデザインでつくること

人間活動の増大と拡がりに応じた都市基盤施設が作られねばならない。都市の住居や企業の建築等は、公的な施設整備とあわせて効率的に機能し、価値をもつ。

京都の都市としての活動力が低下し、景観が混乱しているのは、道路・鉄道・公園や駐車場等の公共施設の整備が遅れていることにも原因がある。京都市は国・府と連携して、公共施設の整備を進めるとともに、市民や企業は積極的に協力すべきであることはもちろんであるが、公共施設の整備と歩調を合わせて、質の高い、私的な建設投資を行うべきである。

また、都市基盤施設は、疎水や高瀬川沿いなどに見られるように、新しい景観をつくり出す。南禅寺境内の水道橋のように、在来の風景と対立しつつ、また新しい調和をつくり出すこともある。高速道路から公衆便所にいたるまで、公的施設は地域の歴史・風土に立つ綿密なデザイン調査に基づいて、地域アイデンティティをリードする優れたデザインと、質の向上を積極的に図り、後世に残るストックにするべきである。

### ② 都市・京都の生活と建築のルール

- (1) 建築物の容積・高さは、町づくりのルールの確立に応じて設定すること
- (2) フェアな負担によって都市活動を高めるシステムをつくること

市民生活や産業活動の高度化とともに住居も工場もオフィスも大きくなる。こんにちすでに市内のどこからでも五山送り火が見えるというわけにはいかなくなっている。しかし、京都らしさが失われてしまえば、京都に住み、京都で事業をする価値はなくなる。

京都には伝統的に“町規”や“町式目”によって公正に、秩序ある町内の安全や美観を維持してきた知恵がある。協力・共同、努力と譲り合いの精神によって1200年の都市

生活を磨いてきたといえる。活動が大きくなれば、こうした町づくりのルールもグレード・アップすべきである。

市民が創り、維持してきた風景や町並景観などを私的に利用するには、建築協定・地区計画等、良好な町づくりを保證する計画を自らに課するか、ランク付けされた景観税や固定資産税を負担するなど、自己努力と相互補償の公正で、新しいシステムが必要である。

### ③ 地域の風土と適合し、未来を予兆する建造物の造形

- (1) 京都らしい景観地区とデザイン・ポリシーを研究すること
- (2) 地域に応じて建築の高さを設定し、優れた造形的提案をすること

京都が京都らしくなくなってきたと指摘されるのは、建築物の造形に原因がある。

デザイン思想が不十分なまま高さ規制が厳しくなれば、規制の枠外にある屋上構築を利用しようとする。その結果、スカイラインを醜くしてしまう。山や空などの“自然”と人工的な建築物の接点である屋根部分が問題である。屋根には雪が積り、街でも四季の変化を感じ庇がつくる陰影とともに、京都らしいはんなりした“情緒”の要素になっている。

こうした点を考慮に入れ、屋上構築物そのものについての高さや周辺条件・施設用途に応じた屋根を含める構築物の様式・素材・色彩の指導と規制を行うべきである。

京都は決して一様ではない。洛中・洛外それぞれに歴史があり、風土がある。幹線沿道のコリドール、特定視点のコーン、史跡や文化財周辺のポイントなど、景観を保持すべき地区を選定し、デザイン様式のガイドを探究し、京都のランドマークでもある三山の大景観と、歴史的・文化的資産や視線の近い小景観を保持し、創るために努めるべきである。

京都には時代を経て価値を高めているものも多いが、元々から古色蒼然としたものが“原風景”であったのではない。常に時代時代で最先端を示す新しいものを創造し続けてきた。未来の都市を予兆させる建築も創り、提案していかねばならない。

### 3. 社会的・経済的事項について

#### ① 都市文化の蓄積と創造へ、税制・財政制度の転換

- (1) 文化国家に相応しい税制へ転換すること
- (2) 財政運営の基本を優れたストック創造におくこと

京都の都市景観が変わってきたのには、表面に現れている建築物などだけを見ていては根本的な解決は見つからない。京都の地域社会を維持し、形成してきた地域型・家業型伝統産業が危機に瀕し、新しい方向が打ち出せていないまま、苦悩の末、安易で不本意な選択であろうが、不動産を活用してのマンション化などを進めている。

市民生活に利便と楽しみを提供してきた商店街も、あるいは日本を代表する花街も危機に瀕している。

それに追い討ちをかけているのが、地価高騰と不動産税制、特に相続税である。

住民意識、経営思想、さらには財政運営を支配している合理化すなわちコスト・ダウン、装飾などは無駄といった思想が優れたストック創りを阻害し、人々の品性まで蝕む。

フロー型システムから、美しい都市を創り、育てる観点で、良好なストック形成型へ、税制と財政システムを組み直すべきである。

また、保全策や開発のインキュベーターとして、京都独自のコミュニティ・ファウンドや公社等、公共デベロッパーの活躍も必要である。

#### ② 新しい産業育成策と都市建設

- (1) 文化創造型産業を支援・育成すること
- (2) 京都の都市イメージを高め、新都市を建設すること

京都は、伝統的な産業を基礎に世界をリードする、ベンチャー・ビジネスを輩出してきたことで注目されている。京都の観光産業は、伝統の中から新しいモノやサービスを形態や価値にしてきたところに京都ならではの存在意義をもっている。まさに文化創造型産業であり、都市イメージを高める役割を果たしている。既存の資源に依存するだけの観光業との見分けをしっかりとしなければならない。

産業の成長は都市経営にも寄与する。独創的な経営研究・人材育成などソフト面での支援とともに、新しい都市建設や再開発を進め、創造的な産業活動と市民生活の場を用意し、保存・育成のための膨大な財政需要に対処すべきである。

### ③ 意識改革と民主主義

- (1) 市民相互のフェアで率直な批判と討論の機会をつくること
- (2) 町づくりのリーダーを育成し、もりだてること

京都は確かに景勝の地もあれば、国宝も多い。しかし、過去の遺産に安住している間に、町は壊れ、イメージは廃れてゆくのが現実である。

地域で、業界で、商店街で、さらには多くの神社・寺院が、市民への物質的・精神的サービスのために日々努力し、苦闘しているが、まだ多くの市民は“お上”がしてくれるものという意識から脱却しているとはいえない。

企業家精神・奉仕の精神こそが、バイタリティあふれる京都の未来を拓くエネルギーである。京都の現実を直視すること、全市民の利益に立つこと、そして実行へ向けて自己努力することを前提に、討議の輪を拡げるべきである。

そうして、地域で町づくりに献身している新しいタイプのリーダーを励まし、支援するべきである。

## 4. 政治的・行政的事項について

### ① 居住環境を維持し、創る新しい方策

- (1) 市民が合意してつくる建築協定・地区計画を推進すること
- (2) 身近な土地利用・建築計画のガイドラインを示す都市のマスタープランを策定すること

戦災による大規模な破壊と更新を免れた京都は、いま都市構造から住居環境までが、大きな変換期にある。地下鉄を始め交通アクセスの刷新と、交通結節点などでの拠点形成によって、ひとまわり大きな都市になろうとしている。それにあわせて、都心における定住基盤を整備するとともに、伝統的な地域コミュニティを改革し、再整備しなくてはならない。

身近な町づくりについて市民の意見を汲み、多面的に研究すべきである。市民自らが地域に責任をもって、合意してつくる建築協定・地区計画を進めるべきである。それらの「小さな」都市計画と全市の都市計画をつなぐ地域計画として、まず現在の用途地域を徹底的に見直し、将来のグランド・デザインとの整合を図るために都市のマスタープランを策定し、市民の計画づくりのガイド・ラインを提供するべきである。

### ② 都市計画・建築関係等、法制度・条例の整備とより適切な運用

- (1) 総合設計制度の規準と運用を整備・充実し、推進すること
- (2) 主体性ある京都独自の方式で都市整備を進めること

総合設計制度は、都市計画的には公開空地を設け、公共的に利用できる緑の空間を確保するところに意義があり、特に京都市の制度においては、本来高さ制限のないところを独自の規定を示したことに意義がある。京都と京都市民の立場に立って国の法制度を運用し、駆使したものとして高く評価される。さらに地域特性に応じて、低くまたは高くする規準と地区を決めるべきである。京都は、国法を一律かつ無定見に適用しては維持、あるいは更新できない地区や問題を多くもっており、法制度・条例を整備するとともに、そのより適切な運用を図ることにより、京都独自の方式や手法を開発するべ

きである。それは、都市計画マスタープランや地区計画・建築協定とも連動して、秩序ある都市形成のために活用される。

さらに、インテリジェント・シティ、エコシティなどの指定や、補助・助成制度を活用するとともに、独自の特定街区や優良再開発事業や町づくり支援制度を拡充・整備すべきである。そのために、設計者・施工者等の専門家への指導と協力関係を積極的に進めるべきである。

### ③ 市民参加によるダイナミックな都市づくり

(1) 行政施策のPR手法を開発・充実すること

(2) 常設の都市計画モデルと情報メディアをつくること

都市づくりの政治的側面として、議会や議会外での意見のぶつかり合いによる健全な緊張状態は、より質の高いものにしてゆくために重要である。

率直に言って、まだ市民の町づくり運動は成熟していないし、行政の側の市民へのPRも熟達していない。市民の運動には、科学的・現実的な提案力や公正な調整・合意形成力が足りない。それは情報に問題がある。

市民と行政が情報を共有し、正確で現実的な認識をベースとして、その上で討論ができるようにするべきである。

そのために、視覚的にいつでも見られる情報として、模型やコンピューター・グラフィックなどPR手法を開発し、活用するべきである。また、記録に残る手段も必要である。

京都盆地の原地形から平安期・中世・近代などの模型も必要である。これらは京都市の“市立博物館”に必須である。

## 5. グランド・デザインをもって、 21世紀への京都の都市ビジョンを

### ① グランド・デザイン構築へ市民参加のしくみをつくること

都市景観問題の論議を通じて、市民の期待は“雄大な・威厳のある・遠大な・壮大な・崇高な・最高の・素晴らしい”グランド・デザインへと到達してきた。

京都市では平成6年に、新しい基本計画の策定をめざして始動している。新基本計画は、未曾有といってもよい都市景観論議を活かし、来たるべき21世紀における飛躍のための基盤づくりをめざす計画として、市民の総意のもとにその策定を急ぐべきである。

京都の再生と“平成京”の建設は容易でないが、達成しなければならない。都市は、人間の英知と努力・知恵と労働の塊である。京都が歴史的にそのことを実証してきた。

都市建設は、科学的な調査・分析によって現状の認識と将来の予測をもつことが不可欠であり、技術的に安全性や利便性を実現しなければならないが、それだけでは都市にはならない。市民の生活に根ざした感情や情熱によって都市になる。

歴史都市・京都は、147万市民が住み、先進的な企業群の活動する近代都市でもある“メリハリのある”都市でなければならない。

京都のグランド・デザインは世界の注目するところとなる。

新基本計画策定を急ぐ一方、さらに大きく、かつ長い目で100年先を見越した都市ビジョンの策定に着手すべきである。その際、市民を主体にしたチームを指名して提案を募る等、幅広く英知を結集するしくみを工夫されるよう望みたい。

“世界文化自由都市”“健康都市・京都”の理念を具体的に展開する「平成京」のグランド・デザインは、平安建都1200年の最大の記念となろう。

### ② 歴史都市・京都の都市整備のために強力な機構を創設すること

都市景観問題の論議を通じて、都市づくりをコントロールする第三者機関の必要性が浮かび上がってきた。それは単に、行政と市民の間においてジャッジしたり、調整するだけでなく、積極的に、横断的・総合的に都市づくりを推進する行政機能の補完・拡充、さらには行政へも提言するシンクタンク機能も期待される。

とりわけ、コミュニケーションの重要性が認識されたし、京都らしさを守り、創るコミュニティ・ファウンドの司令塔としての機能も期待される。

その運営にあたっては、市議会との連携、あるいは市民の意見を反映するシステムが必要であろう。

ランド・デザインとともに、それをフォローする機構を創設すべきである。

---

---

## お わ り に

---

---

京都の全市民のために、京都の将来を願って真剣に議論をするなら、その方向では、一致できる部分は大きくある。本委員会の討論はそのことを実証した。

ここでは、本委員会で緊急の課題と考えた事項を中心に、さしあたり「京都市土地利用及び景観対策についてのまちづくり審議会」での討論と、京都市の意志決定に役立つことを願い、第1次提言としてまとめたものである。

本委員会は引き続き、市民的討論を含め、検討を重ね提言を進める。



# 都市景観問題研究委員会 委員名簿

【代表幹事】

村田 純一 村田機械(株) 代表取締役社長  
 川原 陸郎 伏見信用金庫 理事長

【委員長】

道端 進 京都中央信用金庫 理事長

【副委員長】

三輪 泰司 (株)地域計画・建築研究所 代表取締役会長  
 石田 明 大日本スクリーン製造(株) 代表取締役社長

【担当幹事】

大倉 達也 (株)大倉設計事務所 代表取締役社長  
 津田 純一 (株)井筒八ツ橋本舗 取締役副社長  
 平井 義久 (株)京つけもの西利 代表取締役社長  
 藤井 久嗣 (株)藤井大丸 代表取締役社長  
 水原 醇 水原司法書士・土地家屋調査士事務所 所長

【委員】

秋元 時男 環境計測(株) 代表取締役社長  
 網田 邦彦 アミタ(株) 代表取締役社長  
 石田 武久 (株)石田衡器製作所 常務取締役  
 石原 義正 (株)俵屋吉富 代表取締役社長  
 石見 三郎 ジスグランデ(株) 代表取締役社長  
 板倉 瑛二 オムロン(株) 企業市民室部長  
 市川 誠 市川甚商事(株) 代表取締役社長  
 市田ひろみ (株)市田美容室 代表取締役社長  
 伊東 宏 京都サンド(株) 代表取締役社長  
 井上 六平 (株)井六園 代表取締役社長  
 入山 信造 日本新薬(株) 相談役  
 岩見 宜春 内外テクニカ(株) 代表取締役  
 上村多恵子 京南倉庫(株) 代表取締役社長  
 大角 正幸 (株)大安 代表取締役社長  
 太田 吉紀 (株)洛西自動車 代表取締役社長  
 大西 盛治 京都駅南口再開発(株) 代表取締役社長

大藪 久雄 (株)増田組 代表取締役社長  
 岡本 泰一 (株)いろは旅館 代表取締役社長  
 奥谷 晟 (監)トーマツ 代表社員  
 京都事務所  
 奥村 啓二 三晃商事(株) 代表取締役社長  
 小田垣弘守 光芸織物(有) 代表取締役社長  
 園城 眞治 (有)園城 代表取締役社長  
 角田 潤治 (株)豆政 代表取締役社長  
 勝見 昭 丸近証券(株) 代表取締役社長  
 加藤 肇 加藤伍(株) 代表取締役社長  
 金本 久 (株)イトーキ京都支店 支店長  
 金谷 順二 (株)インテリア・アド 代表取締役副社長  
 加納 幸一 (株)加納幸 代表取締役会長  
 加納 達司 加納(株) 専務取締役  
 加納 将資 (株)加納幸 代表取締役社長  
 北川 脩 (株)桂華堂 専務取締役  
 北村 眞純 いもぼう平野家 店長  
 絹川 治 公成建設(株) 代表取締役社長  
 木下 右門 丸玉観光(株) 代表取締役社長  
 木下 信義 モリカワ商事(株) 代表取締役会長  
 木下 政一 (株)中央倉庫 代表取締役会長  
 熊田 泰彦 (株)京都銀行 取締役  
 営業開発部長  
 栗山 一秀 月桂冠(株) 代表取締役副社長  
 黒井 哲夫 丹波ワイン(株) 代表取締役社長  
 黒川 正夫 (株)トーホー産研 代表取締役社長  
 小島五十人 (株)法華俱樂部 取締役会長  
 小谷眞由美 (株)ユーシン精機 取締役副社長  
 小谷 隆一 イセト紙工(株) 代表取締役社長  
 小原 勉 (株)工進 代表取締役社長  
 東急建設(株) 所長  
 京都営業所  
 古淵 和清 (株)小森産業 代表取締役社長  
 小森 一宏 (株)小森産業 代表取締役社長  
 小山 常芳 平安建設(株) 代表取締役会長  
 (株)丸久小山 専務取締役  
 元次郎商店  
 小山 俊美 代表取締役社長  
 坂口 嘉男 (株)坂口塗料店 代表取締役社長  
 佐渡 健一 (株)辰巳建設 代表取締役社長  
 柴田 顯 (株)京都ホテル 代表取締役専務  
 柴田 献一 (株)G K京都 取締役副会長

清水義博 西村証券(株) 常務取締役  
 上西阿沙 京セラ(株) 相談役  
 陣川公平 オムロン(株) 代表取締役副社長  
 神農雅嗣 デトム(株) 取締役社長  
 鈴鹿且久 (株)聖護院八ッ橋 代表取締役社長  
 園 章 (株)園建築事務所 代表取締役社長  
 高木太郎 ニューカラー 代表取締役社長  
 高木富士雄 (株)京都プラザ 専務取締役  
 武村銀一 京都ブライトン 専務取締役  
 田中恒雄 (株)錦味 代表取締役社長  
 谷 義幸 (株)アクテム 代表取締役社長  
 谷口泰義 (株)西京ココロ 代表取締役社長  
 近森佐太郎 近森(株) 代表取締役社長  
 次田博一 次田(株) 代表取締役社長  
 津田佐兵衛 (株)井筒八ッ橋本舗 代表取締役社長  
 津田武雄 津田電線(株) 相談役  
 堂本正樹 共栄火災海上 支店長  
 羽谷晴雄 保険(相)京都支店  
 富田泰溥 大和電設工業(株) 専務取締役  
 中小路宗隆 星和電機(株) 専務取締役  
 中田彰一 梅華学院 学院長  
 中村年男 中田(株) 代表取締役社長  
 納屋嘉人 (株)ワコール 常務取締役  
 納屋嘉治 (株)仙交社 取締役  
 西村宗太郎 (株)淡交社 代表取締役社長  
 西村達也 千吉(株) 代表取締役社長  
 西村俊雄 大和ライフ(株) 常務取締役  
 西村 勝 (株)スター食堂 常務取締役  
 日光豊典 柵家(株) 代表取締役社長  
 野村尚武 日産火災海上保険(株) 支店長  
 橋本和良 日昇館 代表取締役社長  
 服部正夫 (株)傳來工房 代表取締役副社長  
 濱辺鶴志 (株)以和貴 常務取締役  
 林 寛一 戸田建設(株) 所長  
 平岡利兵衛 京滋総合営業所 代表取締役社長  
 福井正憲 (株)阿月 代表取締役社長  
 福持 通 (株)萬珠堂 代表取締役社長  
 藤井善七 (株)福寿園 代表取締役社長  
 鮎子田昭司 (株)都ホテル 代表取締役社長  
 古川元治 丸池藤井(株) 代表取締役社長  
 古川隆三 TOK AMENITY GROUP 代表  
 (株)菱健 代表取締役社長  
 (株)渡月亭 代表取締役社長

古橋忠兵衛 古橋産業(株) 代表取締役社長  
 堀 健 ホリケン(株) 代表取締役会長  
 前川啓二 前川化学工業(株) 代表取締役社長  
 牧 直次 京友商事(株) 代表取締役社長  
 牧草弘師 牧草コンサル 代表取締役社長  
 松井外吉 タンツ(株) 代表取締役社長  
 松芝政雄 (株)大同建設 代表取締役社長  
 松田 臣 都証券(株) 代表取締役会長  
 村井眞澄 大同倉庫(株) 代表取締役社長  
 村瀬昭夫 (株)淡交社 代表取締役専務  
 村田侑三 (株)綾部ときめき 専務取締役  
 望月秀祐 ランド企画  
 安井真三 (株)日商社 代表取締役社長  
 矢野 進 (有)モチケン・ 代表取締役社長  
 山内信輝 鹿島建設(株) 所長  
 山川常七 京滋営業所  
 山田昌次 アイフル(株) 専務取締役  
 山中秀男 (株)灰孝本店 専務取締役  
 山根宗三郎 山川(株) 代表取締役社長  
 山本達哉 花豊造園(株) 代表取締役社長  
 山本康弘 (株)大丸京都店 取締役店長  
 矢本京子 (株)千切家 代表取締役社長  
 吉川五郎 (株)山本西原建築 代表取締役社長  
 吉田幸次郎 トウジ工業(株) 代表取締役社長  
 吉村公一 (株)李 代表取締役社長  
 四方順三 (株)京都西川 常務取締役  
 四方禮二 (株)美濃幸 代表取締役社長  
 脇田周輔 吉村建設工業(株) 代表取締役  
 (株)宝酒造(株) 相談役  
 (株)オムロン(株) 監査役  
 (株)ロンシャン(株) 代表取締役社長

【スタッフ会議】

道端 進・三輪泰司・石田 明・大倉達也・  
 津田純一・平井義久・藤井久嗣・水原 醇・  
 小谷隆一・納屋嘉治・石田武久・上西阿沙・  
 陣川公平・中村年男・藤本圭司

【事務局】

藤本圭司 (社)京都経済同友会 常任幹事・  
 塩田道子 (社)京都経済同友会 事務局局長  
 事務局員

“平成京の創成”  
京都の都市景観に関する第1次提言

---

社団法人 京都経済同友会  
都市景観問題研究委員会  
平成4年2月28日 発行

発行者 社団法人京都経済同友会  
京都市中京区烏丸通夷川上ル  
京都商工会議所ビル5階  
〒604 電話 075-222-0881

